

## 入札公告

芽室町公告第32号

次のとおり制限付一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年5月1日

芽室町長 手 島



### 1 入札に付する工事

- (1) 伏古地区第3号明渠排水路改修工事
- (2) 祥栄第2幹線明渠排水路護岸改築工事

### 2 入札参加者の構成

単体又は共同企業体

### 3 参加資格要件

#### (1) 共通事項

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 契約に関する規程（昭和39年訓令第1号）第13条の資格者名簿にて対象工事と同一の工種に登録されていること。

ウ 競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成8年訓令第3号）第2条第1項の規定による指名停止の処置を受けている期間中ではないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。

オ 芽室町暴力団排除条例（平成25年3月26日条例第26号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者に該当しないこと。

カ 次に掲げる基準を満たす建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置できること。

(ア) 対象工事に定める技術者の条件を満たすこと。

(イ) 監理技術者を配置する場合にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(ウ) 申請者と3か月以上の雇用関係があること。

キ 過去15年間に、国又は地方公共団体が発注した工事实績があること。共

同企業体の構成員として施工した実績については、出資割合が20%以上のものに限る。

ク 当該工事に係る設計業務等の受託者（受託者が共同企業体の場合は、当該共同企業体の構成員をいう。以下「受託者」という。）でないこと。

ケ 代表権を有する役員が受託者の代表権を有する役員を兼ねていないこと。

コ 適正な入札が阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係にある者が同一入札に参加していないこと（資本関係又は人的関係のある者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

(ア) 資本関係

a 親会社と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(2) 単体で入札に参加する場合

上記（1）共通事項に掲げる条件その他対象工事の別表に定める参加資格要件を満たしていなければならない。

(3) 特定建設工事共同企業体で入札に参加する場合

構成員のすべてが上記（1）共通事項に掲げる条件及び対象工事の別表に定める参加資格要件を満たし、かつ、次に掲げる共同企業体の結成条件を満たしていなければならない。

なお、構成員は、2以上の共同企業体の構成員として同一の入札に参加することはできない。

ア 構成員の数が対象工事に定める数であること。

イ 各構成員の出資の割合が均等割の10分の6以上であること。

ウ 共同企業体の代表者は、円滑な共同施工を確保するため中心的な役割を担うのにふさわしい者であること。

エ 共同企業体の代表者の出資の割合が他の構成員の出資の割合を下回らないこと。

4 申請書及び資料の提出期間

(1) 申請書類

ア 制限付一般競争入札参加資格審査申請書（芽室町制限付一般競争入札実施

要綱 別記第1号様式)

- イ 配置予定技術者調書（別記）
- ウ 同種・類似工事实績調書（別記）
- エ 特定建設共同企業体競争入札参加資格審査申請書（別記）
- オ 特定建設工事共同企業体協定書（別記）
- カ その他必要と認める書類  
対象工事の別表で確認の上、提出すること。

(2) 提出方法

ア 持参又は郵送すること。

イ 提出期間

公告の日から令和8年5月20日（水）午後5時30分まで

(3) その他

ア 申請書及び資料の作成並びに提出に要する経費は、申請者の負担とする。

イ 町長は、提出された申請書及び資料を、入札参加資格の確認以外に使用しない。

ウ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

5 入札参加資格審査の審査

(1) 入札資格の審査結果

申請に基づき資格の有無を審査し、令和8年5月25日（月）までに制限付一般競争入札参加資格審査結果通知書（芽室町制限付一般競争入札実施要綱 別記第2号様式）により通知する。

(2) 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

ア 入札参加資格がないと通知を受けたものは、その理由について説明を求められることができる。

この場合、令和8年5月29日（金）までに町長（提出先 総務課契約法制係）に対し書面により提出するものとし、持参以外（郵送、ファクシミリ等）による提出は受けない。

イ 前記の説明を求めた者に対し、令和8年6月5日（金）までに書面（芽室町制限付一般競争入札実施要綱 別記第3号様式）により回答する。

6 契約条項を示す場所及び期間に関する事項

(1) 期間

令和8年5月1日（金）から令和8年6月8日（月）まで

(2) 場所

芽室町ホームページ

(3) 設計図書に対する質問

ア 提出方法

質疑応答書（芽室町制限付一般競争入札実施要綱 別記第4号様式）により持参又は郵送により提出を受け付ける。

イ 提出先及び期限

対象工事の別表に定める農林課土地改良係へ令和8年5月20日（水）午後5時30分までに提出すること。

ロ 質問への回答

質問に対する回答は、入札日の前日までに芽室町ホームページにて回覧に供するものとする。

7 競争入札執行の日時及び場所

(1) 日時

令和8年6月9日（火）午前10時00分から

(2) 場所

芽室町役場2階会議室

8 入札書の提出

(1) 入札方法

郵便入札による。（詳細は芽室町ホームページを確認すること）

(2) 到達期限

令和8年6月8日（月）午後5時30分まで

(3) 入札書記載金額

ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札参加者が免税事業者である場合には、消費税免税事業者申出書を提出すること。

9 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金

必要としない。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する額以上とする。ただし共同企業体の

場合は免除する。

#### 1.0 予定価格及び最低制限価格に関する事項

- (1) 予定価格  
対象工事の別表による。
- (2) 最低制限価格  
設定しない

#### 1.1 入札の無効に関する事項

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又はその他必要な書類に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した者の入札は無効とする。

#### 1.2 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札をした者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

#### 1.3 契約書作成の要

- (1) 必要とする
- (2) この工事は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得処分に関する条例（昭和39年3月31日条例第21号）の規定により芽室町議会の議決に付さなければならない工事であるため、当該入札の落札者決定後、落札者との間で仮契約を締結し、議会の議決を経た後に本契約を締結する。

#### 1.4 その他

- (1) 前金払  
請求により支払限度額の4割に相当する額以内の範囲において前払することができる。
- (2) 中間前金払  
請求により前金払に加え工事代金の2割に相当する額以内の範囲において追加的に前払いすることができる。ただし、部分払いとの併用はできない。
- (3) 部分払  
請求により2回を限度とし部分払することができる。ただし、軽微な設計変更に伴い生じた新工種に係るでき形部分等に対応する請負代金額相当額は、当該設計変更に伴う請負代金額の変更が確定するまでの間は部分払額の算定基礎に算入しない。
- (4) 入札については芽室町ホームページ掲載の入札書を提出する際の心得その他関係法令の規定を承知してください。
- (5) 申請書等及び入札書の提出先

芽室町役場総務課契約法制係

電話 0155-62-9720 (内線235)

(6) 質疑応答書の提出先

芽室町役場農林課土地改良係

電話 0155-62-9725 (内線242)